

知っていますか？ 新しい喫煙ルール

望まない受動喫煙をなくするため、**2020年4月に改正健康増進法が全面施行**されます。
一人ひとりの行動で、受動喫煙のない横浜をつくりましょう。

新ルール

〈実施中〉

- 喫煙する際の周囲への配慮義務
- 原則敷地内禁煙 ※学校、医療機関、児童福祉施設等、行政機関等

〈2020年4月〜〉

原則屋内禁煙(上記以外の全ての施設)

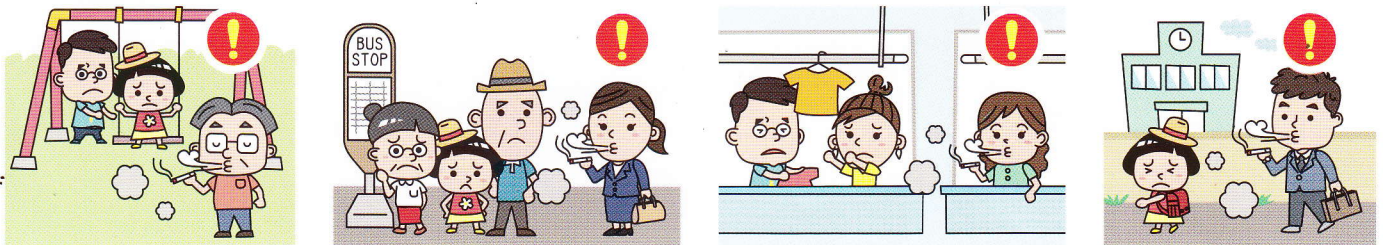
違反時には
罰則が科せられる場合があります

禁煙エリアでの喫煙
(加熱式たばこを含む)
〈対象〉すべての人
最大**30万円**

禁煙エリアへの
灰皿等の設置
〈対象〉施設管理権原者
最大**50万円**

ルール1 屋外でも家庭でも、喫煙する際は周囲への配慮を忘れずに。

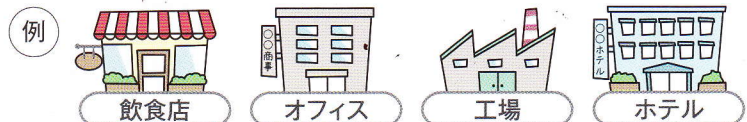
受動喫煙は、日常の様々な場面で起こります。子どもたちや周りへの気遣いが、吸わない人の健康被害をなくします。



ルール2 人が集まる施設内でたばこは吸えません。喫煙は、決められた場所で。

屋内も敷地内も原則禁煙

屋内は原則禁煙



例外 敷地内の屋外では、要件を満たした喫煙場所を設けることは可能です。

例外 屋内でも、基準を満たした喫煙室や、ホテルや旅館等の客室、住居、喫煙が主目的の飲食店、法に基づく届出済の小規模飲食店等では喫煙することができます。

ルール3 店舗や施設の入口で、「禁煙」か「喫煙可」が分かります。

店舗や施設、喫煙場所の入口には標識の掲示が義務付けられます。



標識例

ルール4 20歳未満の方を、喫煙エリアに入れないで。

受動喫煙による健康被害の影響が大きい20歳未満の方を、喫煙エリアに立ち入らせてはなりません。

(店舗の従業員や配送作業員等も含まれます)



たばこをやめたいと思ったら...

横浜市禁煙情報サイト
「禁煙NOTE」



横浜市内は、喫煙に関して、改正健康増進法のほか、「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」による規定が適用されます。